

高知県四万十川財団運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県四万十川財団運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、四万十川の保全及び流域の振興のため、中核的実践組織として設立された公益財団法人四万十川財団（以下「補助事業者」という。）の運営及び事業実施に要する経費等に対し、予算の範囲内で補助する。ただし、他の補助金の交付を受け、当該補助金の対象となる経費については、この限りでない。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業は、別表第1に掲げる事業とする。

2 補助対象経費及び補助率は、別表第2に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書は、別記第1号様式による補助金交付申請書に、納期が到来した県税について滞納がないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書）を添えて関係書類とともに知事に提出しなければならない。ただし、県税の納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書を添付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

なお、免税事業者（仕入控除の適用なし）である場合は、前項に規定する補助金の交付の申請に消費税仕入控除税額等に係る届出書を添付するものとする。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請に係る補助対象事業が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を提供する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であると知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利用を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(補助金の交付の決定の取消し)

第5条の2 知事は、補助事業者（又は間接補助事業者）が前条ただし書各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容又は経費の配分等の変更（経費の20パーセント以内の軽微なものを除く。）をする場合は、事前に別記第2号様式による変更承認申請書を提出して知事の承認を得ること。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、前号の規定に準じ、事前に知事の承認を得ること。
- (3) 補助対象事業が予定の期間に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助対象事業の実施に当たっては、第5条ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助対象事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (6) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らねばならないこと。
- (8) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して第4号から第7号までの条件を付さなければならないこと。
- (9) 県税の滞納がないこと。また、県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

(概算払)

第7条 この補助金は、知事が必要があると認めたときは、概算払をすることができる。
2 前項の規定に基づき、補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第3号様式による請求書により知事に請求しなければならない。

(実績報告等)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了した場合は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日までに別記第4号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したとき、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額をいう。）を別記第5号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(グリーン購入)

第9条 補助事業者は、補助対象事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第10条 補助対象事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(財産の処分の制限)

第11条 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。

3 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前2項の条件を附さなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成12年3月3日から施行及び適用する。

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条第3項、第10条及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行及び適用する。

附 則

この要綱は、平成16年3月22日から施行及び適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行及び適用する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行及び適用する。

附則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 11 日から施行し、同年 4 月 11 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 23 日から施行及び適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 20 日から施行及び適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 24 日から施行及び適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 22 日から施行及び適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 19 日から施行及び適用する。

別表第1（第3条関係）

補 助 対 象 事 業
1 四万十川の清流、景観及び生態系保全に関する事業
2 四万十川流域の森づくりに関する事業
3 四万十川及び四万十川流域に関することを全国発信する事業
4 人づくり及び保全活動支援に関する事業
5 四万十川流域の歴史及び生活文化の保全に関する事業
6 四万十川基金の募集及び管理運営に関する事業
7 四万十川流域の振興に関する事業

別表第2（第3条関係）

補助対象経費及び補助率		
経費区分	補助率	備考
事務局職員給与費	2分の 1以内	給料、職員手当及び共済費
運営管理費 補助対象事業の実施に要する 経費	2分の 1以内	報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。ただし、会議等で使用する飲料代は含む。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、負担金及び補助金並びに公課費

別記

第1号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事

様

申請者

住 所

公益財団法人四万十川財団

理事長

生年月日

令和 年度高知県四万十川財団運営費補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条及び高知県四万十川財団運営費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、令和 年度高知県四万十川財団運営費補助金の交付について、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 補助対象事業の目的及び内容（別紙1）

3 補助対象事業の着手及び完了の予定年月日

着手予定年月日

完了予定年月日

4 収支予算書（別紙2）

5 県税納税証明書（※1）又は

県税完納情報の提供に係る同意書（※2）及び本人確認書類の写し（※3）

※1：県税の納付義務がない補助申請者は申立書を添付

※2：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。

※3：補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

（注）マイナンバーカードは、表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

6 消費税仕入控除税額等に係る届出書（別紙3）

別紙1

総括表		
区分	事業費総額（円）	補助金額（円）
事務局職員給与費		
運営管理費 補助対象事業の実施に要する経費		
計		

(内訳表の1)

経費区分	積算内訳（円）
事務局職員給与費	
計	

(内訳表の2)

経費区分	目的及び事業計画内容	積算内訳（円）
運営管理費		
	(小計)	
補助対象事業の実施に要する経費		
	(小計)	
	計	

別紙2

収支予算書

収入の部

(単位:千円)

科 目	金 額	内 容 の 説 明
計		

支出の部

(単位:千円)

科 目	金 額	内 容 の 説 明
計		

この予算書は、原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

公益財団法人四万十川財団
理事長

別紙3

消費税仕入控除税額等に係る届出書

年　月　日

高知県知事　　様

高岡郡四万十町471-1
公益財団法人四万十川財団
理事長

消費税仕入控除税額等について、免税事業者に該当しますので納税義務免除（仕入控除の適用なし）であることを下記のとおり届け出ます。

なお、課税事業者となるための「消費税課税事業者選択届出書」は提出しておりません。

記

課税期間の基準期間：前々事業年度（　　年度）

課税売上高：　　円

(添付書類)

課税売上高が確認できる書類（決算書等）

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

申請者
住 所
公益財団法人四万十川財団
理事長

補助対象事業変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました令和 年度高知県四万十川財団運営費補助金に係る補助申請内容、経費の配分等を下記のとおり変更したいので、高知県四万十川財団運営費補助金交付要綱第6条第1号の規定により承認されるよう申請します。

記

1 変更補助申請額 金 円
()

2 変更の内容

3 変更の理由

4 添付書類

（注） 括弧内に変更前の金額を記入してください。

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

申請者
住 所
公益財団法人四万十川財団
理事長

令和 年度高知県四万十川財団運営費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で（変更）交付の決定通知がありました補助金について、高知県四万十川財団運営費補助金交付要綱第7条の規定により、下記により概算払により交付されるよう請求します。

記

補助金交付決定額	円
既 交 付 額	円
今 回 請 求 額	円

【振込先】

金融機関名	店名	預金種目	口座番号
		普通・当座	

第4号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事

様

申請者
住 所
公益財団法人四万十川財団
理事長

事 業 実 績 報 告 書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定通知がありました令和 年度高知県四万十川財団運営費補助金に係る事業が完了しましたので、高知県四万十川財団運営費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 高知県四万十川財団運営費補助金

金 円

2 補助事業の成果

3 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算（見込み）書（別紙1）
- (3) 精算内訳書（別紙2）
- (4) 参考資料（写真等）

別紙1

収 支 決 算 (見込み) 書

収入の部

(単位 : 円)

科 目	金 額	内 容 の 説 明
計		

支出の部

(単位 : 円)

科 目	金 額	内 容 の 説 明
計		

この決算書は、原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

公益財団法人四万十川財団

理事長

別紙2

精 算 内 訳 書

区分 経費区分	交付決定額			精算額		
	総事業費	補助事業対象経費	補助金の額	総事業費	補助事業対象経費	補助金の額
事務局職員給与費	()	()	()			
運営管理費	()	()	()			
補助対象事業の実施に要した経費	()	()	()			
	()	()	()			
計	()	()	()			

(注) 1 各事業ごとに積算の基礎を添えてください。

2 高知県四万十川財團運営費補助金交付要綱第6条第1号の規定により交付決定額の変更の承認を受けた場合は、括弧内にその変更承認額を記入してください。

第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

申請者
住 所
公益財団法人四万十川財団
理事長

消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で（変更）交付の決定がありました令和 年度高知県四万十川財団運営費補助金について、高知県四万十川財団運営費補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 (交付決定額)	円
実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 (a)	円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 (b)	円
補助金返還相当額 (b)-(a)	円

（注）参考資料を添えてください。